

### 1. 条例制定の背景

近年、大規模な開発事業による環境への悪影響を未然に防止するため、事業の計画段階から環境保全について評価を実施する『環境影響評価制度』の重要性が高まっており、本市の清らかな地下水や豊かな緑の保全に主体的に取り組むため、**本市独自の環境影響評価条例**を制定する。

令和2年10月:環境審議会にて「**環境影響評価**」について意見

「環境基本条例」の改正について環境審議会に諮問し内容を検討する中で、審議会から「**市独自の環境影響評価制度を設けるべき**」との意見あり。

令和3年10月:熊本市環境基本条例を改正し、「**環境への配慮の推進**」を規定

本市が、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとする事業者に対し、「環境影響評価を行うために必要な措置を講ずること。」を新たに規定(条例第8条)。

令和4年3月:第4次環境総合計画を策定し、「**環境影響評価条例の制定**」を明記

令和6年度までに環境影響評価条例を制定し、環境影響評価に必要な評価体制を構築することを明記(「第3章 施策7-1 環境影響評価を推進する」に明記)。



本市独自の環境影響評価条例を制定

### 2. 環境影響評価制度の概要

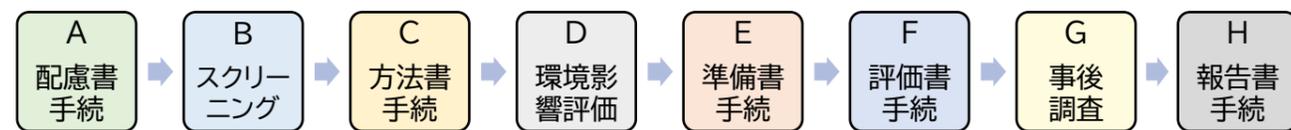
#### (1) 環境影響評価制度

国の環境影響評価法や各自治体の環境影響評価条例により、一定規模以上の開発事業(公共事業や民間事業)が行われる場合に、当該事業が周辺の環境にどのような影響を与えるかを、事業者自らが事前に調査、予測及び評価し、その結果を公表して住民や行政等の意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていくための制度。

#### (2) 環境影響評価制度で定める事項

大きく分類すると①から③に掲げる事項を定める必要がある。

#### ① 環境影響評価の手続方法



自治体は、国が定める A~H までの手続のうち、各自治体の実情に応じて必要なものを選定する。

#### ② 環境影響評価の対象事業・規模要件の検討

自治体は、自然環境などの地域特性に応じて、環境影響評価の対象事業の種類や規模要件などを規定する。

#### ③ 環境影響評価の調査、予測及び評価の方法の検討

環境影響評価を行うために必要な環境影響評価の調査、予測及び評価の具体的な方法並びに環境影響評価項目を規定する技術指針を策定する。

### 3. 条例制定に向けた検討の流れ

(令和4年度) 基礎調査 : 気象、地形、動植物の生息状況等の調査、環境影響評価の課題整理

令和5年度  
条例の基本的事項設定

#### ① 環境影響評価の手続方法

- ・ 配慮書作成の導入 ・ スクリーニングの導入
- ・ 環境保全措置の導入 ・ 再手続の場合の方法 等

#### ② 環境影響評価の対象事業・規模要件の検討

- ・ 地域特性の把握 ・ 地域区分の設定 ・ 市の課題把握
- ・ 新設事業の要件設定 ・ 市の施策との整合性 等

令和6年度  
技術指針策定

#### ③ 環境影響評価の調査、予測及び評価の方法の検討

- ・ 省令規定項目から追加削除 ・ 新設事業の評価項目設定
- ・ 最新の知見の集積及び指針への反映 等

環境審議会

専門家会議

### 4. 条例制定のスケジュール

令和6年度中の条例制定に向け、条例の基本的事項となる①手続方法及び②対象事業・規模要件を設定するため、令和5年度から本格的な審議を開始する。

<スケジュール>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
議会(委員会)		報告	素案	上程
政策会議 政策調整会議			素案	
環境影響評価 条例	他都市調査 事業者ヒアリング	基礎調査 ①手続方法 ②対象事業・規模要件	素案	制定 周知 施行
環境審議会		諮問 審議	答申	
環境影響評価 技術指針			③評価の方法	策定 周知 施行
環境影響評価 専門家会議			設置 審議	
環境影響評価 審査会				審査会へ移行 設置